



未来の
ために、
いま選ぼう。

11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



令和4年度

豊島区エコ事業者普及促進費用助成金のご案内

豊島区では、地球環境の保全を目的とし、地球温暖化の進行に影響の大きいCO₂の削減に配慮した省エネルギー機器等を導入する事業者に、設置にかかる費用の一部を助成します。

1. 助成対象機器

◇省エネルギー診断の結果に基づいて導入する設備（OA 機器除く）

省エネルギー診断を受診し、機器の更新を提案されていることが、助成金利用要件です。省エネルギー診断は申込みから結果が出るまでに約2~3か月かかりますので、検討の際にはご注意ください。

※省エネルギー診断は**クール・ネット東京（03-5990-5087）**へ直接お申し込みください。（無料）
詳しくは別紙「省エネルギー診断のご案内」をご覧ください。ホームページをご覧ください。
（区ホームページはチラシ下部の2次元コードからご覧いただけます）

2. 助成要件

◇次の全ての要件を満たす法人又は個人事業主（以下「申請者」という。）とする。ただし、助成は申請者ごとに同一年度内において1回限りとする。

- 前年度の電気、ガス、熱利用、重油等の原油換算エネルギー使用量が年間1500kL未満の豊島区内に所在する事業所、事務所、営業所等に機器を導入すること。
- 申請時点で納付期限の到来している住民税及び事業税等を完納していること。
- 事業を営む当該建築物（賃貸借建築物等の場合は、当該建築物の所有者から当該機器を設置することについて同意を得ていること。）に機器を購入設置すること。（リースは助成対象外）
- 東京都地球温暖化防止活動推進センター等による省エネルギー診断の結果、機器の更新を提案されていること。また、その診断結果は診断時の直近1年間のエネルギー消費量に基づいたものであること。
- 豊島区暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第2号に規定する暴力団員、及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。
- 公序良俗に反していない等、助成金の交付をするにあたり適当であると認められること。
- 令和5年3月15日(必着)までに機器設置の完了報告書類を提出すること。

3. 助成金交付申請期間

令和4年4月1日 から 令和5年1月31日（必着）



※上記受付期間内であっても予算の範囲を超えた時点で受付終了
※受付状況は豊島区ホームページに掲載
（左の2次元コードからリンクしています）

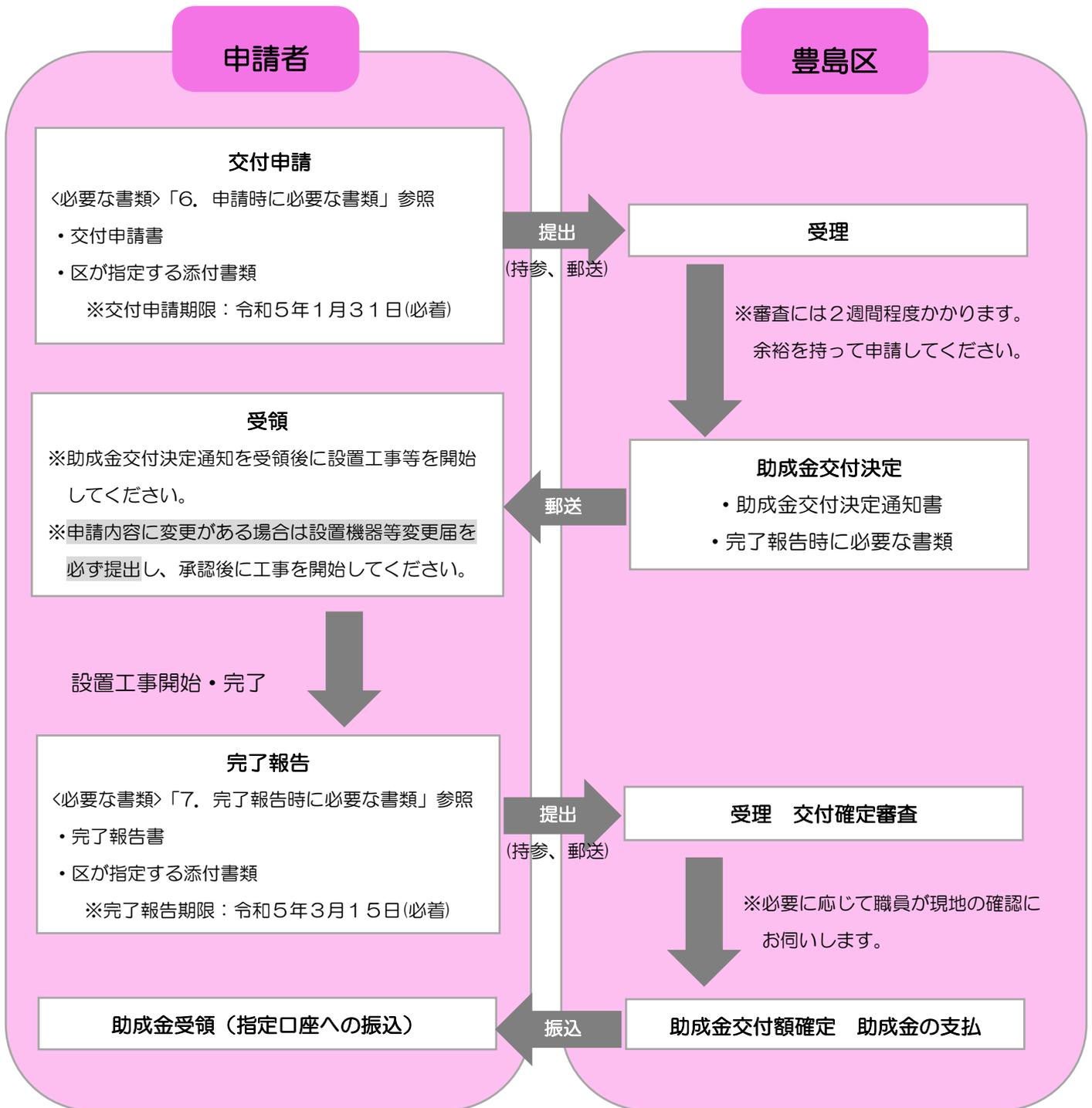
SDGsの実現に向け、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指します。

SDGs 未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

4. 手続きの流れ



助成金申請にあたって

- 既存の設備を省エネ型に更新するものが助成対象です。設備の新設・増設等は対象外です。
- 申請は着工前に限ります。設置工事等に着手してからの申請は受付できません。
- 申請後に機種や価格の変更等が発生した場合は、着工前に設置機器等変更届の提出が必要です。着工後に変更事項が判明した場合、助成金の支払いができなくなります。
- 交付申請書、完了報告書及び添付書類に押印する印鑑は、全て同じものをお使いください。また、スタンプ印は使用しないでください。
- 申請書類等を記入する際は、鉛筆・修正液・消せるボールペン等を使用しないでください。
- 申請時、完了報告時に添付する写真は、カラーで鮮明なものをお願いします。

5. 助成対象機器の要件及び助成金額

助成金額 機器設置費用（備考④）の2分の1

上限：区の定める環境マネジメントシステム等を認証取得している事業者 60万円

区の定める環境マネジメントシステム等を認証取得していない事業者 40万円

※区の定める環境マネジメントシステム等とは、ISO14001、エコアクション21、エコステージ（ステージ2以上）を指す。

| | 助成対象機器の要件 |
|-------------------|--|
| 省エネルギー診断に基づく設備の導入 | <p>◆共通</p> <p>1.CO₂排出量の削減効果のあるもの（OA 機器を除く）</p> <p>2.導入する設備は、容易に取り外し、移動ができないものを対象とする</p> <p>◆LED 照明器具は、以下の要件を満たすもの。</p> <p>1.機器の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形又は壁付け形のものであること。（卓上スタンドその他のコンセント設備を使用するものは除く）</p> <p>直管形 LED 照明器具は、日本照明工業会規格（JEL 規格）において JEL801、JEL802、JEL803 規格に対応しているもの（備考⑥）</p> <p>2.工事を伴い、既設照明器具の交換をすること。LED 照明器具から LED 照明器具への交換、既設照明器具にそのまま LED ランプを装着、器具の一部改造（バイパス工事等）などは対象外。</p> <p>3.屋外用のみの交換は対象外。</p> |

《備考》

①設置する機器は、未使用のものに限る。

②本助成制度は、国及び東京都が併用を禁止していなければ、それらの補助金と併用可能とする。

③助成金額は 1,000 円未満の端数は切捨てとする。

④「機器設置費用」とは、「機器費」と「設置費用」の合計額とし、消費税は含まないものとする。

・機器費 → 機器本体とその設置に必要な関連部材の購入費

・設置費用 → 工事に係る人件費、機器等の運搬費、既存の機器の処分費等

設置費用が機器費を超えた場合には、設置費用は機器費と同額までとし、その合計を助成対象となる「機器設置費用」とする。

※助成対象経費に含まないもの

「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないもの

設置機器に直接必要ない付属品及びそれにかかる工事費等

⑤助成対象になる LED 照明器具の数は、交換する既存の蛍光灯照明等の数と同数までとする。

既存の設備を省エネ型に更新するものが助成対象となり、設備の新設・増設等は対象外。

⑥直管形 LED 照明器具の日本照明工業会規格（JEL 規格）については以下のとおり

現在、従来の蛍光灯ランプと口金形状、長さなど、構造的に互換性をもたせたさまざまな種類の「直管形 LED ランプ」が国内外の多くの事業者より販売されていますが、これらの直管形 LED ランプと既設の蛍光灯照明器具との組み合わせで、安全面、寿命面、光学面等の問題が発生しています。

日本照明工業会では、最低限確保すべき性能規定を含んだ直管形 LED ランプシステムの規格として、JEL801「L 形ピン口金 GX16t-5 付直管形 LED ランプシステム」、JEL802「くぼみ形コンタクト口金 R4 付直管形 LED ランプシステム」及び JEL803「GZ16 口金付制御装置内蔵型直管 LED ランプ」の規格を制定し、性能面及び安全面の対応を図っています。この JEL801、JEL802 及び JEL803 規格に対応した照明器具は、従来の蛍光灯ランプと物理的又は電氣的互換性がなく安全性が確保できることからグリーン購入法の対象としていますが、G13 などの従来の口金のランプを取り付けられる器具であって、その口金を通じ給電する照明器具は当面の間対象外としています。

（グリーン購入の調達者の手引き（環境省 令和3年2月）より抜粋）

6. 申請時に必要な書類

◆設置する機器により必要書類が変わることがあります。申請前に下記までご相談ください。

- (1) 助成金交付申請書（豊島区ホームページからダウンロード可）
- (2) 機器の設置に係る見積書とその内訳書の写し（内訳・明細が確認できるもの）
- (3) 設置する機器の性能、仕様等が確認できるパンフレットや仕様書等
- (4) 設置工事図面（設置場所、箇所数等が確認できるもの）
- (5) 現況写真（設置予定箇所が全て確認でき、設置工事図面と照合ができる、カラーで鮮明なもの）
- (6) 省エネルギー診断報告書の写し（全ページ）
- (7) 申請時点で納付期限が到来している住民税及び事業税に滞納がないことが確認できるもの。
法人…法人事業税と法人住民税の納税証明書又は非課税証明書若しくはこれに代わるもの
個人…個人事業税と住民税の納税証明書又は非課税証明書若しくはこれに代わるもの
- (8) 機器を設置する建築物が賃貸借建築物等の場合は、当該建築物に機器を設置することについての建築物所有者からの同意書
- (9) 環境マネジメントシステム等(ISO14001、エコアクション 21、エコステージ(ステージ 2 以上))を取得している場合は、取得状況が確認できるもの
- (10) その他区長が必要と認める書類

7. 完了報告時に必要な書類（(1)と(4)は助成金交付決定通知書と一緒に送ります）

- (1) 完了報告書
- (2) 機器の設置に係る「領収書の写し」と「領収金額の内訳がわかるもの」
（あて名が申請者名と同一であること）
- (3) 機器の設置状況を示す写真（設置状況が全て確認でき、申請時の設置工事図面と照合ができる、カラーで鮮明なもの）
- (4) 区指定の口座振替依頼書
- (5) その他区長が必要と認める書類

※完了報告書提出後、必要に応じて職員が現地へ設置状況の確認にお伺いすることがあります。

8. 助成金の支払い時期

| | 完了報告書の提出時期 | 支払い予定時期 |
|-----|-----------------------|-----------|
| 1回目 | 令和4年4月～10月3日到着分 | 令和4年11月中旬 |
| 2回目 | 令和4年10月4日～令和5年1月4日到着分 | 令和5年2月中旬 |
| 3回目 | 令和5年1月5日～3月15日到着分 | 令和5年4月下旬 |

注意 交付決定を受けていても、**令和5年3月15日(必着)**までに完了報告書等の提出がない場合、助成金は交付されません。

【申請・問い合わせ先】 **豊島区 環境清掃部 環境政策課 事業グループ**

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 6階西側 ☎ : 03-3981-2771 FAX : 03-3980-5134

※助成制度についての情報は、豊島区ホームページ
(ホーム>まちづくり・環境・産業>自然・エネルギー>エコ住宅・事業者支援【助成金制度】)にも掲載しています。※助成金利用後、省エネ効果等に関するアンケートのご協力をお願いすることがあります。